

新型コロナウイルスの影響を受けている観光関連事業者の皆様へ

# 雇用調整助成金の特例措置の 拡充について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特例措置のポイント

特定社会保険労務士 安中 繁

(全国社会保険労務士会連合会働き方改革関連法部会委員)

※本資料は令和2年9月16日時点における雇用調整助成金制度に基づいて資料を作成したものです。最新の情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。

# 従来の雇用調整助成金の主な要件

---

- 3ヶ月単位の生産性要件が前年対比で10%以上減少している
- 計画届の事前申請が必要
- 雇用保険被保険者が対象
- 中小企業は、従業員に支払った休業手当の2/3、  
大企業は1/2が助成される

# 特例措置について

---

緊急対応期間：令和2年4月1日～12月31日

## 様々な要件を緩和

- ①助成上限額、助成率の引き上げ
- ②計画届の事前申請が不要
- ③生産指標要件の緩和
- ④雇用保険被保険者以外の労働者も対象

# 特例措置の拡充ポイント

## ①助成上限額、助成率の引き上げ

### 助成額

従来 8,370円/日 ⇒ 15,000円/日 に引き上げ

※必ずこの金額が支給されるわけではありません

### 従業員に支払った休業手当の額に対する助成率

	従来	特例措置(解雇等有)	特例措置(解雇等無)
中小企業	2/3	4/5	10/10
大企業	1/2	2/3	3/4

# 特例措置の拡充ポイント

---

## ②手続きの簡素化

□計画届の事前申請が不要

⇒遡った期間分も対象となる

⇒休業手当の支給率も遡れる

休業手当を支払わなかった場合、休業手当の支給率を労働基準法で求められる最低基準で支払っていた場合にも遡って支給率の変更や支払を行い、それに基づいて雇用調整助成金の申請ができます。

□算定方法が選択できる

- ・労働保険料
- ・源泉徴収税
- ・実際に支払った額

# さいごに

---

**雇用調整助成金はオンライン申請も可能**

⇒特定措置期間中の申請は簡単です

**一度申請が受理されれば1年間の対象期間中、助成金を継続的に利用できます。**